1.監督権限に基づき実施している具体的取組

通達に基づき、所管する公益法人に対して、3年ごとに立入検査を実施し、法人の管理運営及び会計処理に関する事項について実態の把握に努め、 適正な法人運営が行われるよう指導監督を行っている。

2 . 点検を実施するに当たって判断のもととする具体的基準	対象 22法	
民業圧迫・ユーザー利益の阻害		
対価を伴う公益事業(補助金・委託費による事業を除く。) 及び付随的収益事業に関し、過去5年間(平成7年度~平成1 1年度)において、マスコミ、関連業者、その他の外部の者か ら事業の独占又は事業に係る料金について指摘がなされた場合 において、当該指摘を踏まえた改善の状況。	×	0
目的と活動との整合・適切な情報公開		
(1) 目的と活動との整合 ア 法人の活動内容が定款又は寄附行為の設立目的、事業内 容と照合し適切なものであること イ 平成11年度決算における総支出額に占める付随的収益 事業の割合が50%以下であること	×	0
(2) 適切な情報公開 ア 指導監督基準第 7 (1) に定める業務及び財務等に関する 資料が主たる事務所に整備されていること イ 一般からの閲覧請求があった場合、法人の事務所におい て閲覧を行える体制にあること	×	0
高額な役員報酬・退職金		0
常勤役員の報酬及び退職金が、法人の資産、収支の状況を勘案して、法人の公益事業を圧迫するようなものとなっておらず、また社会通念上も許容されるものであること。	×	0
		0
商取引上の観点から、委託先・発注先の選定方法に合理性が あること	×	0